ない事項は、次のとおりとする。

官

第七章

新型インフルエンザ等感染症(第二十三条の三―第二十三条の十)

(第二十三条の十一―第二十七条)

第一章~第六章

第九章~第十二章 第八章 新感染症

(略)

する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。 ○厚生労働省令第三十二号 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)の一部の施行に伴い、 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令 令和五年三月二十七日 及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対 厚生労働大臣 加藤

勝信

次の表のように改正する。 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)の一部を次のように改正する

<i>y</i>		
	改	
	正	
	後	
目次		
	改	
	正	
	前	(傍:
		(傍線部分は改正部分)

第一章~第六章

第八章 第七章 新型インフルエンザ等感染症(第二十三条の三―第二十三条の八) 新感染症 (第二十三条の九―第二十七条)

第九章~第十二章

第四条 法第十二条第一項第一号に掲げる者(新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症

にかかっていると疑われる者を除く。)について、同項の規定により医師が届け出なければなら

(法第五十三条第一項の規定により一類感染症とみなされるものを除く。第三項において同じ。)

第四条 法第十二条第一項第一号に掲げる者 ついて、同項の規定により医師が届け出なければならない事項は、次のとおりとする。 感染症とみなされるものを除く。次項において同じ。)にかかっていると疑われる者を除く。)に (新感染症(法第五十三条第一項の規定により一

\ |-略

(新設)

2 | なければならない事項は、前項各号に掲げる事項のほか、当該患者の医療保険被保険者番号等 新型インフルエンザ等感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け出 (健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・

員等記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第百六 済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合 法律第百九十二号)第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共 者等記号・番号等、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)第四十五条第 番号等、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第百四十三条の二第一項に規定する被保険 項に規定する加入者等記号・番号等、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八 一条の二第一項に規定する被保険者番号等をいう。次項及び第二十三条の九第三項第二号に 第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法(昭和三十三年

月曜日

ほか、新感染症と疑われる所見及び当該者の医療保険被保険者番号等とする。 出なければならない事項は、第一項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項の 新感染症にかかっていると疑われる者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け

令和 **5** 年 **3** 月 **27** 日

おいて同じ。)とする。

ついて準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるの み替えるものとする。 前各項の規定は、法第十二条第十項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合に 「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読

> 2 | か、新感染症と疑われる所見とする。 出なければならない事項は、前項第一号、 新感染症にかかっていると疑われる者について、法第十二条第一項の規定により医師が届け 第二号及び第四号から第十号までに掲げる事項のほ

3 | 7 | (略)

は「検案年月日及び死亡年月日」と、同項第九号中「診断した」とあるのは「検案した」と読 ついて準用する。この場合において、第一項第六号中「初診年月日及び診断年月日」とあるの み替えるものとする。 前各項の規定は、法第十二条第八項において同条第一項及び第二項の規定を準用する場合に

が閲覧することができるものその他必要と認めるものとする。 でお場合を含む。)の規定による報告又は通報をすべき者及び当該報告又は通報を受けるべき者する場合を含む。)の規定による報告又は通報をすべき者及び当該報告又は通報を受けるべき者を記録するものであり、かつ、同項又は同条第三項(これらの規定を同条第四項において準用を記録するものであり、かつ、同項又は同条第三項(これらの規定を同条第四項において準用を記録することができるものその他必要と認めるものとする。

るべき者に到達したものとみなす。 (これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による報告又は通報を受け生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に同条第二項又は第三項と 法第十二条第一項の規定による届出が前項に規定する電磁的方法により行われたときは、厚

消える

された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。 一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定によって指定第四条の三 法第十二条第五項の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、法第三十八条第

五条 (略)

(獣医師の届出)

(軽

官

- 3 都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)にあってで準用する場合を含む。)」と読み替えるものとする。
- 報告」と読み替えるものとする。
 「神田する場合を含む。)の規定による報告又は通報」とあるのは「同条第三項の規定による報告」とあるのは「法第十四条第二項」と、「同条第二項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第二項中「法第十二条第一項」を第十条の
 第四条の二第二項の規定は、法第十四条第四項において法第十二条第七項の規定を

第四条の二 法第十二条第五項の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置は、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に前条第一項又は第二項に定める事項は通報(以下この条において「届出等」という。)をすべき者(以下この条において「届出等をは通報(以下この条において「届出等」という。)をすべき者(以下この条において「届出等をすべき者(以下この条において「届出等をすべき者(以下この条において「届出等をすべき者)という。)が、自ら及び同条第五項に規定する届出等を受けるべき者が当該情報を記録されて、法第十二条第一項又は第二項に定める事項は通報(以下この条において「届出等をすべき者)という。)が、自ら及び同条第五項に規定する届出等を受けるべき者が当該情報を記録を記述し、かつ、閲覧することができる方式に従って行うものとする。

がされた時に届出等を受けるべき者に到達したものとみなす。前項の措置が講じられたときは、厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体への記録

3 |

7

(獣医師の届出)

(五条 (略)

」 (略)

- 実施その他所要の措置を講ずるものとする。 第二項第二号、第二十条の三において必要があると認めるときは、速やかに法第十五条第一項の規定によ十六条の二並びに第二十六条の三において同じ。)は、法第十三条第一項又は第二項の規定による部分に限る。)、第二十三条の三、第二十三条の四、第二十三条の六、第二十三条の七、第二十六条の二第二十二条の三第三項、第五項及び第六項、第二十条(結核指定医療機関に係第二項第二号、第二十条の一段。第八条、第九条の二第一項、第二十条
- 4 第四条の二の規定は、法第十三条第六項において同条第一項並びに第三項及び第四項(これを開発の二の規定を同条第五項において準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する場合を含む。)の規定を準用する場合について準用する場合に対して同条第一項並びに第三項及び第四項(これ)を指

(準用)

第七条の二 第四条の二の規定は、法第十四条第四項において法第十二条第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「法第十四条第二項に規定する当該患者又は当該死亡した者の年齢及び性別並びにをあるのは「法第十四条第二項に規定する当該患者又は当該死亡した者の年齢及び性別並びにる市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)の長である場合にあっては、当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事及び保健所設置市等の長)とあるのは「指定届出機関の管理者」と、「届出等をすべき者(届出等をすべき者が保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等)という。)の長である場合にあっては、当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事及び保健所設置市等の長)」とあるのは「都道府県知事」と訪み替えるものとする。

2

(略)

2 | 用する場合を含む。)の規定による報告又は通報」とあるのは 場合について準用する。この場合において、第四条の二第二項中「法第十二条第一項」 条第三項の規定による報告」と読み替えるものとする 第四条の二第二項の規定は、 「法第十四条第八項」と、「同条第二項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準 法第十四条第十項において法第十二条第七項の規定を準用する 「同条第九項において準用する同 とある

(新設)

第七条の五

略

3 | める事項を内容とする情報を記録するものその他必要と認めるものとする。 技術を利用する方法であって 法第十五条第十二 一項の電磁的方法は、 厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に第 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の 一項に定

第九条の三 削除

官

月曜日

(診療報酬の請求及び支払)

第二十二条 (略)

令和 **5** 年 **3** 月 **27** 日

2 年法律第百二十三号)第百七十九条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて、決定 した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。 生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に関する組織又は介護保険法(平成九 民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、同法第四十五条第六項に規定する厚 社会保険診療報酬支払基金法 定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、 前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指 (昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国

(準用)

第七条の五 出等をすべき者」 条第 第五項の規定を準用する場合について準用する。この場合において べき者」とあるのは 、「届出 一項又は第一 報告又は通報 第四条の一 三項 とあるのは 一第一項及び第二項の規定は、 一報告を受けるべき者」と読み替えるものとする。 とあるのは「法第十四条の一 (以下この条において 「報告をすべき者」 「届出等」 二第三項の検査の結果及び第七条の 法第十四条の二第五項において法第十二 同項及び同条第二項中 という。)」とあるのは「報告」と、 第四条の 一届出等を受ける 第 三第四項」 届 前 条

第九条

(略)

(新設)

(準用)

第九条の三 項中 中 及び第十四項の規定を準用する場合について準用する。 れた質問又は必要な調査の結果」 (診療報酬の請求及び支払 「前条第 「届出等」とあるのは 第四条の二第一項及び第二項の規定は、 一項又は第二項に定める事項」とあるのは 「報告等」と読み替えるものとする。 一届出、 報告 法第十五条第十五項において同条第十三項 とあるのは 「法第十五条第 この場合において、 「報告」 一項の規定により実施さ ٤ 第四条の二第一 同項及び同条第二 項

第二十二条

2 関する組織又は介護保険法 民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会、 等審査委員会の意見を聴いて、決定した額に基づいて、その診療報酬を支払うものとする。 同法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人に設置される診療報酬の審査に 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)に定める特別審査委員会、国 定医療機関の所在する都道府県の社会保険診療報酬支払基金事務所に設けられた審査委員会、 前項の場合において、都道府県は、当該感染症指定医療機関に対し、都道府県知事が当該指 (平成九年法律第百二十三号) 第百七十九条に規定する介護給付費

第二十三条の十〜第二十三条の十二

その他必要と認める事項

入院中の最も重い症状の程度

退院時の転帰

届出を行った医師の勤務する医療機関の名称及び所在地並びに当該医師の氏名

(新感染症に係る検体の提出要請等)

第二十三条の十三 法第五十条の三第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。

法第四十六条第一項ただし書、第二項又は第三項に規定する病院の管理者

査について準用する。この場合において、第八条第二号中「規定により一類感染症、二類感染

新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査」とあるのは、「検査」と読み替える

第八条第五項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、法第五十条の三第四項の検

その他必要と認める者

第二十三条の十四

第二十三条の九の規定は、法第五十条の四の届出について準用する。

ものとする。

(新感染症の所見がある者の退院等の届出)

第二十三条の八 第二十三条の九 いては必要と認める期間内に行うものとする。 る必要があるときについては当該患者が退院し、 よって指定された第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関とする。 類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査」とあるのは、「検査」と読み 項の検査について準用する。この場合において、第八条第二号中「規定により一類感染症、一 三 その他必要と認める者 十八条第一項の規定によって指定された特定感染症指定医療機関並びに同条第二項の規定に 替えるものとする。 (新型インフルエンザ等感染症に係る検体の提出要請等) 法第四十四条の三の三の厚生労働省令で定める事項は、 法第四十四条の三の三の届出は、同条の患者の入院中の状態、転帰等について迅速に把握す (新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出) 第八条第五項 (第一号及び第二号に係る部分に限る。)の規定は、 第五項に規定する病院又は診療所の管理者 第三項に規定する病院又は診療所の管理者 患者の氏名、年齢及び性別 法第二十六条第二項において読み替えて準用する法第二十条第 法第二十六条第二項において読み替えて準用する法第十九条第一項ただし書 退院年月日又は死亡年月日 患者の医療保険被保険者番号等 **八院年月日** 法第四十四条の三の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とす 法第四十四条の三の三の厚生労働省令で定める感染症指定医療機関は、 又は死亡した後直ちに、それ以外のときにつ 次のとおりとする。 法第四十四条の三の二第四 一項ただし書 第三項又は 第 二項又は 法第三 (新設) (新設)

第二十三条の八~第二十三条の十 略)

(新設)

(新設)

(指導の実施の依頼先

第二十七条の十 るものとする。 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、 次に掲げ

(略)

|~六

三 健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

防・日常生活支援総合事業を行う者 項に規定する指定介護予防支援事業者及び同法第百十五条の四十五第一項に規定する介護予 十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者、同法第五十八条第一 介護支援事業者、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、 項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅 同法第四十二条の二第 同法第五

(フレキシブルディスクによる手続

第三十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録し びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 たフレキシブルディスク並びに届出者又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の趣旨及

第四条第三項の規定による届出

第四条第七項の規定による届出

四~二十五

官

(医師の届出事項の特例)

第二条の二 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が 届け出なければならない事項は、当分の間、第四条第二項の規定にかかわらず、次のとおりと

月曜日

第三号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替 えるものとする。 前項の場合においては、第四条第九項中「前各項」とあるのは「附則第二条の二第一項」と、 「第一項第六号中「初診年月日<u>」</u> と、「同項第九号」とあるのは「同項第五号」と、第十一条第一項第一号中「第四条第一項 とあるのは「附則第二条の二第一項第四号中「検体採取年月

令和 **5** 年 **3** 月 **27** 日

(新型インフルエンザ等感染症の患者の退院等の届出の特例)

第三条 は、「とする。ただし、 しない。」とする。 第二十三条の九第二項の規定の適用については、当分の間、 新型コロナウイルス感染症の患者については、当該届出をすることを要 同項中 「とする。」とあるの

第二十七条の十 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定めるものは、 るものとする。 次に掲げ

一・二 (略)

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者

四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を行う者 事業者、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、 ス事業者、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者及び同法第百十五条の 予防サービス事業者、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービ 六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス 同法第五十三条第一項に規定する指定介護

(フレキシブルディスクによる手続)

第三十三条 次の各号に掲げる書類の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録し びその年月日を記載した書類を提出することによって行うことができる。 たフレキシブルディスク並びに届出者又は申請者の氏名及び住所並びに届出又は申請の趣旨及

三 第四条第六項の規定による届出

四~二十五

、医師の届出事項の特例

第二条の二 新型コロナウイルス感染症の患者について、法第十二条第一項の規定により医師が 届け出なければならない事項は、当分の間、 第四条第一項の規定にかかわらず、次のとおりと

2 号、第四号及び第六号」とあるのは「附則第二条の二第一項第三号及び第四号」と読み替える 日」と、「同項第九号」とあるのは ものとする。 一項」とあるのは 前項の場合においては、第四条第八項中「前各項」とあるのは 「第一項第六号中「初診年月日」 とあるのは 「附則第二条の二第 附則第 一条の二第一項」と、第十一条第一項第一号中 「同項第五号」と、 第四条の二第 一項第四号中「検体採取年月 「附則第二条の二第一項」と、 「前条第 「第四条第一項第三 項又は第

(新設)

別区長)に返還すること。

当該職員でなくなったときは、犀生労働大臣(都道府県知事、市長又は特働大臣(都道府県知事、市長又は特働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労

(注意)

第十二項の証明書に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について準用する。他の必要な協力を求めることができる。

は検査を行う機関(以下「感染症試験研究等機関」という。)の職員の派遣その染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又 に必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため特

(磊)

の請求があるときは、これを提示しなければならない。 第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。 原生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。 の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けたもむり、前項の理由その他の通知しない。で命をすべき差し追った必要がある場合は、この限りでない。 る事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知をおに対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定め過を防止するため必要な最小限度のものでなければならない。 の海状の程度その他の事情に照らして、感染症の発生を予防し、又はそのまらの海状の程度をなの他の事情に限らして、感染症の発生を予防し、又はそのまんのむり。)の規定による求めを除く。)に応ずべきことを命ずることができる。のもむ。)の規定による求めを除く。)に応ずべきことを命がることができる。に同条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合(同条の一般の政令により、同条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合(同条の、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によって適用される場合をを名になり、第四十四条の九第十項の規定に基づく政令によって進用される場合を発生を予防し、又はそのまん延安は無を記れるよれる表を記れるまとなし、又はそのまん延客によるため必要があると記れてを記れてきた。

の書を思い、又はそのまん延を防止するため必要が高さらい、と連用を発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、そ又は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合による当該職員の質問て「特定患者等」という。)が第一項又は第二項の規定による当該職員の質問ンフルエンザ等感染症の患えば休感染症の所見がある者(以下この頃においまだ)により、手続いとなるなどは、「表別ない」と言いましたといいままない。

イレニンド算袋は至り息香では手袋は至り下記される。
 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症者しては新型イよう努めなければならない。
 (次項に規定する特定患者等を除く。)は、当該質問又は必要な調査に協力するを一個又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者の、第二項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用する。
 4 月八里

4・で (器)

~+\î (磊) きことを求めさせることができる。

をしくは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさせるべら者又は後見人をいう。以下同じ。)に対し当該各号に定める検体を提出し、きことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者(親権を行感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべをとして当該職員に決の各号では引送を与に定める検本若しくは違いによりは、よればいる者に対し、当該を号に定める検本者しては

1 まして与亥職員こ欠の各号こ掲げる者に対し当該各号に定める険体若しくはの都道府県知事は、必要があると認めるときは、第一項の規定による必要な調その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若しくは管理者疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者又は感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、急の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感息の必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊もといわれるな

せることができる。

生の1とがどきる。 死体の所有者若しくは管理者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさ症の所見がある者又は感染症を人に感染させるおそれがある動物若しくはそのフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者、新感染感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、四類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症者しくは新型イン動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、当該職員に一類動「五条、都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、「夏粱症の発生の状況、 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)

嶣

官

改

正

後

改

正

前

月曜日

第二条 地域保健法施行規則(昭和一(地域保健法施行規則の一部改正)

*地域保健法施行規則(昭和二十八年厚生省令第五十五号)の一部を次の表のように改正する。

第四条 第三条 労働省令で定めるものは、 に関する助言を行うために必要な者とする。 (地域保健に関する調査及び研究並びに試験及び検査に関連する業務) 前 調査及び研究並びに試験及び検査であって、 者に対する研修、指導その他の支援 地域保健対策に係る人材の資質の向上のための保健所の職員その他地域保健に関する関係 前二号に掲げるもののほか、 専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集、 一号に掲げる業務に関して必要な業務 法第二十六条の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 地域保健法 一十一条第 (昭和二十二年法律第百一号。 項に規定する厚生労働省令で定めるもの) 医師、 改 法第二十六条に規定する地域保健対策に関する法律に基づく 保健師、看護師その他地域保健対策に係る業務又は当該業務 専門的な知識及び技術を必要とするもの並びに 以下 |法」という。)第二十一 後 整理及び活用 一条第 一項の厚生 第三条 (新設) (事業成績の報告) 令第十条の規定による報告は、翌月末日までに行わなければならない。 改 īF 前 (傍線部分は改正部分)

(厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正)

第三条 厚生労働省の所管する法律又は政令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和三年厚生労働省令第百七十五号)の一部を次の表のように 改正する。

(傍線部分は改正部分)

の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 の に 関 の に 限 る の の に 限 る い の と の と 長 を 合 む 。)が 行 うことが で きることと されている ものに 限 る 。)の 際 に 職 員 が 携 帯 す る そ の 区 の 区 長 を 合 む 。)が 行 うことが で きることと されている ものに 限 る 。)の 際 に 職 員 が 携 帯 す る そ の 区 の 区 長 を 合 む 。)が 行 うことが で きること ど されている ものに 限 る 。)の 際 に 職 員 が 携 帯 す る そ の 区 の 区 長 を 合 む 。)が 行 うことが で きることが で きる。

´四十一 (略)

令和 **5** 年 **3** 月 **27** 日

基づく政令において準用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適等十五条第一項及び第十六項(これらの規定を同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)、第十五条の二第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)、第十五条の二第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)、第十五条の二第一項(同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)、第十五条の二第一項(同法第五十三条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)、第十五条の二第一項及び第十六項(これらの規定を同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政第十五条第一項及び第十六項(これらの規定を同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政策とは、第十五条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。)、第十五条第一項の規定に基づく政令において適用する場合を含む。

一~四十一 (略)

3

おいて準用する場合、同法第三十五条第五項において準用する場合、同法第四十四条の四第用する場合を含む。)、第三十五条第一項(同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令に 職員に同法第三十五条第一項に規定する措置を実施させる場合に限る。) 並びに第五十条第十 令において適用する場合を含む。)、第五十条第一項 〒において適用する場合を含む。)、第五十条第一項(同項の規定により都道府県知事が当該一項の規定に基づく政令において適用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政

(施行期日) 附 則

四十三~五十一

略

四十三~五十一

(略)

この省令は、 (経過措置) 令和五年四月一日から施行する。

この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式 当分の間、これを取り繕って使用することができる。 (次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

令において適用する場合を含む。)、第五十条第一項(同項の規定により都道府県知事が当該一項の規定に基づく政令において適用する場合及び同法第五十三条第一項の規定に基づく政おいて準用する場合、同法第三十五条第五項において準用する場合、同法第四十四条の四第 用する場合を含む。)、第三十五条第一項 職員に同法第三十五条第一項に規定する措置を実施させる場合に限る。) 並びに第五十条第十 (同法第四十四条の九第一項の規定に基づく政令に